

I 就学事務を行う上での留意事項

1 就学先の決定の在り方

平成 25 年 9 月の学校教育法施行令の改正により、就学先となる学校や学びの場の判断・決定に当たっては、障がいのある子どもの障がいの状態のみに着目して画一的に検討を行うのではなく、子ども一人一人の教育的ニーズ、学校や地域の状況、保護者や専門家の意見等を総合的に勘案して、個別に判断・決定する仕組みへと改められました。特に、その際、子ども一人一人の障がいの状態等を把握して教育的ニーズを明確にし、具体的にどのような支援の内容が必要とされるかということを整理することが重要となります。そして、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる就学先となる学校や学びの場について、教育支援委員会等において検討を行うとともに、市町村教育委員会が総合的な判断を行い、本人及び保護者、教育委員会及び学校との合意形成を進めた上で、最終的には市町村教育委員会が決定することとなります。こうした一連のプロセスとそれを構成する一つ一つの取組の趣旨を、就学に関わるすべての関係者が十分に理解することが重要です。

市町村教育委員会は、就学先となる学校や学びの場の検討に当たり、教育学、医学、心理学等の専門家の意見を聴取することが必要であり、教育支援委員会等にそれぞれの専門家が参加して多角的、客観的に検討を行うことが必要です。なお、専門家からの意見聴取は、市町村教育委員会による就学先となる学校や学びの場の総合的な判断に資するように実施されるものであり、就学先を決定するのは、教育支援委員会等ではなく、あくまでも市町村教育委員会であることに留意することが必要です。

障がいのある子どもの教育に関する基本的な方向性としては、障がいのある子どもと障がいのない子どもが、可能な限り同じ場で共に学ぶことを目指すべきです。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかが最も本質的な視点です。

2 就学後の学びの場の柔軟な見直し

就学時に、小学校段階 6 年間、中学校段階 3 年間の学校や学びの場が固定されてしまうわけではありません。就学後の学びの場をスタートにして、可能な範囲で学校卒業までの子どもの育ちを見通しながら、小学校段階 6 年間、中学校段階 3 年間の就学先となる学校や学びの場の柔軟な見直しができるようにしていくことが必要です。

そのためには、子ども一人一人の発達 の 程度、適応の状況、各教科等の学習の習得状況、自立活動の指導の状況、交流及び共同学習の実施時間数の状況等を勘案しながら、学びの場の変更や転学ができることを、保護者を含めたすべ

ての関係者が共通理解することが重要です。その上で、市町村教育委員会が定期的に教育相談を実施し、個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づく関係者による会議などを行い、それらの計画を適切に評価しながら、対象となる子どもの教育的ニーズの整理と必要な支援の内容を検討・確認し、必要に応じて教育支援委員会等の助言を得つつ、就学先となる学校や学びの場の柔軟な見直しに努めていく必要があります。

なお、この場合においても、本人及び保護者と市町村教育委員会や学校等間で就学先となる学校や学びの場の変更について合意形成が図られた後、最終的には市町村教育委員会が、子どもの就学先となる学校や学びの場の変更を決定します。

（引用）障害のある子供の教育支援の手引

～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 令和３年６月



3 教育の対象となる障がいの種類と程度

(1) 特別支援学校

特別支援学校における教育の対象となる子どもの障がいの程度については、学校教育法施行令第 22 条の 3 に定められています。

(視覚障害者等の障害の程度)

第 22 条の 3 法第 75 条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区 分	障 害 の 程 度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病 弱 者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

備考

- 一 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 二 聴力の測定は、日本産業規格によるオーディオメータによる。

(2) 特別支援学級、通級による指導

障がいのある児童生徒を小・中学校の特別支援学級及び通級による指導において教育する場合のその教育の対象となる障がいの程度については、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」（平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号文部科学省初等中等教育局長通知）に示されています。

① 特別支援学級の対象者

区 分	障 害 の 程 度
知的障害者	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの
肢体不自由者	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のもの
病弱者及び身体虚弱者	一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの
弱視者	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの
難聴者	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの
自閉症・情緒障害者	一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの

② 通級による指導の対象者

区 分	障 害 の 程 度
言語障害者	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
自閉症者	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
情緒障害者	主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
弱 視 者	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
難 聴 者	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
学習障害者	全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
注意欠陥多動性障害者	年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者	肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

4 特別支援学校の概要及び連絡先

(I) 特別支援学校の概要

県内の 13 校の特別支援学校（うち分校 1 校）の概要は次のとおりです。

（令和 6 年 5 月現在）

障がい種別	学 校 名		設 置 学 部					寄 宿 舎	ス ク ー ル バ ス
			幼 稚 部	小 学 部	中 学 部	高 等 部	専 攻 科		
視覚障がい	明星視覚支援学校		○	○	○	○	○	○	○
聴覚障がい	都城さくら聴覚支援学校		○	○	○	○		○	
知的障がい	みなみのかぜ支援学校			○	○	○			○
聴覚障がい 知的障がい 肢体不自由	延岡しろやま 支援学校	聴覚障がい教育部門	○	○	○			○	○
		知的障がい教育部門		○	○	○			
		肢体不自由教育部門		○	○	○			
知的障がい 及び 肢体不自由	みやざき中央支援学校			○	○	○		○	○
	日南くろしお支援学校			○	○	○			○
	都城きりしま支援学校			○	○	○			○
	小林こすもす支援学校			○	○	○			○
	日向ひまわり支援学校			○	○	○			○
	児湯るびなす支援学校			○	○	○			○
	延岡しろやま支援学校高千穂校					○			
肢体不自由 （病 弱）	清武せいりゅう支援学校			○	○	○			○
病 弱	赤江まつばら支援学校		○	○	○	○			

(2) 特別支援学校の連絡先

No.	学 校 名		電話番号	郵便番号	所 在 地
1	明 星 視 覚 支 援 学 校		0985-39-1021	880-0121	宮崎市大字島之内 1390
2	都城さくら聴覚支援学校		0986-22-0685	885-0094	都城市都原町 7430
3	みやざき中央支援学校		0985-39-1633	880-0121	宮崎市大字島之内 2100
4	赤江まつばら支援学校		0985-56-0655	880-0911	宮崎市大字田吉 4977-371
5	みなみのかぜ支援学校		0985-85-7851	889-1601	宮崎市清武町木原 4257-6
6	日南くろしお支援学校		0987-23-9212	887-0034	日南市大字風田 4030
7	都城きりしま支援学校		0986-25-1878	885-0092	都城市南横市町 7097-2
8	小林こすもす 支援学校	(小学部)	0984-23-5177	886-0001	小林市東方 3216
		(中学部)	0984-23-8887	886-0001	小林市東方 3094-2
		(高等部)	0984-24-5508	886-0007	小林市真方 124
9	日向ひまわり支援学校		0982-54-9610	883-0033	日向市大字塩見 12161
10	児湯るびなす支援学校		0983-33-4207	889-1401	児湯郡新富町大字日置 1297
11	清武せいりゅう支援学校		0985-85-6641	889-1601	宮崎市清武町木原 4257-9
12	延岡しろやま支援学校		0982-29-3715	882-0802	延岡市野地町 3 丁目 3477-2
13	延岡しろやま支援学校 高千穂校（高等部）		0982-73-1077	882-1101	西臼杵郡高千穂町大字三田井 1234

(3) 特別支援学校への入学・転学する場合の学校見学や教育相談

特別支援学校に入学・転学を希望する場合、小・中学校等に在籍している児童生徒については、現在在籍している学校に相談をしてください。

就学前の幼児については、希望する特別支援学校に連絡を取ってください。ただし、年長児（次年度、小学校・小学部に入学）については、特別支援学校に連絡をする前に、市町村教育委員会の就学担当者に連絡し、市町村の就学相談についての説明を受けるようにしてください。

特別支援学校に入学・転学する場合、事前に特別支援学校の学校見学と教育相談を受ける必要があります。特別支援学校の学校見学と教育相談は、本人と保護者が特別支援学校の教育内容を正しく知る機会となり、新しい環境に慣れる第一歩となります。また、特別支援学校としては、本人の様子を知ること、入学・転学の準備をスムーズに進めることができます。

5 特別支援学校へ入学する場合の手続

(1) 小学校就学前の幼児の特別支援学校への入学について

小学校就学予定者のうち、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由又は病弱者（身体虚弱者を含む。）（以下、視覚障がい者等という。）で、学校教育法施行令第22条の3に規定する程度に該当し、市町村の教育委員会が、その者の障がいの状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況、その他の事情を総合的に検討した結果により、特別支援学校に就学させることが適当であると認められた小学校就学前の幼児については、小学校入学の3か月前（12月31日）までに、県教育委員会に特別支援学校への就学についての通知を行わなければなりません。詳しい手続きの流れについては、「Ⅲ 手続要領」の「1 満6歳になった者が、特別支援学校に就学するときの手続」をご覧ください。

(2) 小学校卒業後の特別支援学校中学部への入学について

小学校等に在籍している学齢児童（6年）のうち、視覚障がい者等で、学校教育法施行令第22条の3に規定する程度に該当し、市町村の教育委員会が障がいの状態等を総合的に検討した結果により、翌学年から特別支援学校に就学させることが適当であると認められた児童については、上記(1)「未就学児の特別支援学校への入学について」に準じた手続となります。詳しい手続きの流れについては、手続要領の「2 小学校を卒業する者が、特別支援学校中学部へ就学するときの手続」をご覧ください。